

滋賀県と県内すべての市町から給与所得者の皆様へ重要なお知らせです

平成 28 年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

滋賀県と県内市町では、平成 28 年度から納税者の税負担の公平性確保と法令遵守のために、対象の事業所（個人事業主も含む。）を「特別徴収義務者」に指定します。

これにより、事業所に勤務する従業員は、平成 28 年度までに原則として個人市民税・県民税（住民税）を給与からの差し引き（特別徴収）の方法で納付することになります。

これまで、個人で納付していた人は納付方法が変わります。

特別徴収の対象になる人

給与所得があり、個人市民税・県民税（住民税）が課税となる人で、4月1日現在事業所（特別徴収義務者）から給与の支払を受けている人。

ただし、退職や休職などにより給与の支払がないなど、一定の理由に該当する人は除きます。

東近江市で特別徴収義務者指定の対象となる事業所

所得税の源泉徴収義務のある事業所

市民税・県民税（住民税）納税通知書について

個人納付（普通徴収）の人は、6月に納税通知書を送付していましたが、給与から差し引き（特別徴収）の人は、5月に特別徴収税額決定通知書を事業所に送付し、事業所から従業員に配付されます。

特別徴収のメリット

個人納付（普通徴収）は、納期が年4回ですが、給与からの差し引き（特別徴収）の場合は、年12回になるため、1回あたりの支払額が少なくなります。

従業員は毎月、給与から差し引き（特別徴収）されるため、納期限を気にする必要がなく、納め忘れの心配もありません。また、納税のために金融機関などへ出向く必要がありません。

特別徴収の流れ

事業所から提出される給与支払報告書（源泉徴収票と同じ様式）と納税者が提出する確定申告書などに基づき、各市町村にて個人市民税・県民税（住民税）額を計算します。

税額計算された後、5月中旬に、各事業所に従業員一人一人の税額が記載された納税通知書が送付されます。

事業所で、各市町村から通知された税額を給与から差し引いて、翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに金融機関などで、市町村ごとに納付します。

制度について詳しくは、以下の電話番号までお問い合わせください。

滋賀県東近江市税務部市民税課

電話：0748-24-5604

IP：050-5801-5604